滋賀県低炭素社会づくり推進条例に基づく 事業者行動計画書の提出状況について

1. 事業者行動計画書制度について

- 低炭素社会づくりに大きな役割を果たす一定規模以上の事業者に対して、事業者自身の温室効果ガス排出削減のために講ずる措置と併せて、省エネ製品の製造など事業活動を通じて製品の使用者など他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組について定めた計画書の提出と、毎年度の実績報告書の提出をしていただき、それらを県が公表することにより、県内事業者の自主的な取組を促すとともに、低炭素社会づくりに向けた気運を高めるために、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」で定めた制度です。
- 計画書に記載する内容は、次のとおりです。
 - ① 基本的事項:基本的な方針、推進体制、計画期間、これまでの取組 等
 - ② 計画期間内における取組
 - ア 事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組
 - イ 事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組
 - ウ その他の低炭素社会づくりのための取組

2. 計画書の全体概要について(平成24年12月14日現在)(図1)

(1) 計画書提出事業所数

271件

うち 義務提出 251件

任意提出 20件

【業種の内訳】 製造業:78%、 その他:22%

(2) 「これまでの取組」記載

256件

(3) 計画期間内における取組

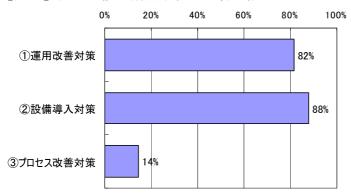
ア 「事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組」記載 271件 イ 「事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組」記載 118件 ウ 「その他の低炭素社会づくりのための取組」記載 186件

【図1】全体概要 事業所数(割合は提出事業所数に対するもの) 100 150 200 250 300 (1) 計画書提出事業所数 94% (2)「これまでの取組」記載 (3) 計画期間内における取組 100% ア「自らの排出削減の取組」記載 イ「事業活動による他者削減 44% 貢献取組」記載 69% ウ「その他の取組」記載

3. 計画書に記載の各取組について

(1) 「事業者自らの温室効果ガス排出削減のための取組」の内容内訳(図2)

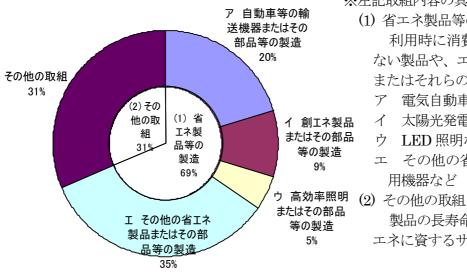
【図2】自らの排出削減取組の内容内訳



- ※割合は提出事業所数に対するもの
- ※取組内容の分類
 - ①運用改善:エア漏れ改善や不要照明の消 灯徹底など、設備機器の日常的な管理・ 運用方法の改善の取組
 - ②設備導入: 高効率空調や LED 照明への 更新など、設備の更新・改修等の取組
 - ③プロセス改善:生産設備や工程を大幅に 変え、生産性を高める取組

(2) 「事業活動により他者の温室効果ガス排出削減に貢献する取組」の内容内訳(図3)

【図3】事業活動による他者への貢献取組の内訳



※左記取組内容の具体例

(1) 省エネ製品等の製造

利用時に消費するエネルギーがより少 ない製品や、エネルギーを創り出す製品、 またはそれらの部品等の製造

- ア 電気自動車やエコカー、重機など
- イ 太陽光発電設備や風力発電設備など
- ウ LED 照明など
- エ その他の省エネ家電や省エネ型産業 用機器など

製品の長寿命化、省エネ製品の販売、省 エネに資するサービスの提供など

「その他の取組」の取組内容の概要

「その他の取組」において記載の多い取組内容は、図4のとおりです。

【図4】その他の取組で記載が多い内容

